

2021年8月1日

お客さま各位

西京信用金庫

### 「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約についてのお知らせ

平素は、西京信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、対象口座の残高が手数料金額以下となる場合には、口座残高の全額を手数料に充当のうえ、対象口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない預金口座を対象とするものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている預金口座が対象となることはございません。なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

対象となる口座 (未利用口座)	2021年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当金庫がこの預金残高にお利息を付けることおよび本手数料を引き落とすことは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座、決済用普通預金口座、貯蓄預金口座 ※盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座に 該当しても 対象外となる場合	①残高が10,000円以上ある口座 ②当座貸越契約（総合口座含む）がある口座 ③同一のお客さまで「お借入れ」、「定期性預金」、「預かり資産」がある場合 ※①②③のうち、いずれか一つでも該当する場合は、未利用口座の対象外となります。
未利用口座管理 手数料のご案内	・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。 ※ご案内が到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合に手数料をご負担いただきます。
口座の自動解約	未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高の全額をもって手数料に充当のうえ対象口座を解約させていただきます。 ※口座残高以上の手数料のご負担および解約後のお手続きはございません。 ※手数料のご返却および解約口座の再利用には応じられません。
手数料金額	年間1,320円（記載の金額には、10%の消費税が含まれています）

以上

詳しくは窓口までお問い合わせください

